

令和 年 月 日 沖縄県名護市長 殿		整理番号	
住 所		フリガナ	
		氏 名	印
		個人番号	□□□□□□□□□□
		性 別	男 女
電話番号		生年月日	明・大 昭・平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記入してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

----- (切り取らないでください。) -----

令和 年 寄 附 分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	沖縄県名護市
-------	--------

記入例

提出日を記入
太枠内(住所・氏名・フリガナ・電話番号・個人番号・性別・生年月日)を全て記入してください。
(すでに記載されている場合は、記載内容をご確認ください。)
修正を行う場合は、見え消し修正のうえ、訂正印を押印してください。

寄附をした年月日と寄附金額を記入してください。
(すでに記載されている場合は、記載内容をご確認ください。)
ただし、1件の寄附毎となります。(例:名護市に2回に分けて5,000円ずつ寄附した場合は、10,000円ではなく、5,000円となります。)

平成 28 年 寄 附 分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

平成 28 年 3 月 1 0 日 沖縄県名護市長 殿	整理番号
住所 沖縄県名護市港一丁目1番1号	フリガナ ナゴ タロウ
氏名 名護 太郎	個人番号
電話番号 0980-53-1212 0980-53-1213	性別 男
生年月日 男・大 昭平 24 . 4 . 1	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記入してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 28 年 2 月 2 9 日	10,000円

2. 申告の特例の適用に関する事項
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口をチェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

平成 28 年 寄 附 分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

捺印

12桁の個人番号(マイナンバー)を記入し、番号・本人確認書類を添付してください。

確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者である場合に、チェックをしてください。
チェックがない場合は、書類を返送させていただくことがあります。

この申告特例申請をする地方団体が5団体以下であると見込まれる場合に、チェックをしてください。
チェックがない場合は、書類を返送させていただくことがあります。

・この箇所は名護市で記入する部分ですので、記入は不要です。
・申請書を受理後、記載内容を確認し、この受付書を郵送します。
住民税の控除が受けられるまで受領証明書と一緒に保管してください。

住所	フリガナ	
	氏名	

添付書類貼付欄

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面のコピーを貼ってください。

(表面)



(裏面)



◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「Ⅰ 番号確認書類」のコピーと「Ⅱ 身元確認書類」のコピーをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

Ⅰ 番号確認書類

【ご本人のマイナンバーを確認できる書類のコピー】

- ・ 通知カード
- ・ 住民票 (個人番号付き)



※ 通知カードは、紙製のカードで、住民にマイナンバー(個人番号)をお知らせするものです。
※ 住所の変更がある場合は、変更後の住所がわかるよう裏面も一緒に貼り付けてください。

Ⅱ 身元確認書類

【記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類のコピー】

◆ 写真付き身分証明書※1をお持ちの方

次のうちいずれかのコピーを1点

- ・ 運転免許証
- ・ 運転経歴証明書
- ・ 旅券(パスポート) 等

※1 写真付き身分証明書とは、写真が表示され、通知カードに記載された氏名及び生年月日又は住所の記載があるものです。

※2 住所の変更がある場合は、変更後の住所がわかる資料(裏面等)も一緒に貼り付けてください。

◆ 写真付き身分証明書※1をお持ちでない方

次のうちいずれかのコピーを2点以上

- ・ 健康保険の被保険者証
- ・ 年金手帳
- ・ 地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書(領収日付があり、6ヶ月以内)
- ・ 納税証明書(発行年月日が6ヶ月以内)
- ・ 印鑑登録証明書(取得してから6か月以内) 等

出典：地方公共団体情報システム機構「個人番号カード総合サイト」
総務省HP「地方税分野におけるマイナンバーの利用」

☆ 提出前にご確認ください。

- { マイナンバーカードをお持ちの方は、表面と裏面の両方が添付されていますか？
- { お持ちでない方は、Ⅰ 番号確認書類とⅡ 身元確認書類の両方が貼付されていますか？
- 住所の変更がある場合は、変更後の住所が記載された資料が貼付されていますか？